

平成19年12月5日

第10回中央教育審議会教育振興基本計画特別部会での意見要旨

(財)全国高等学校体育連盟
専務理事 梅村和伸

「教育振興基本計画」に示す、「検討に当たっての基本的な考え方について(案)」及び「重点的に取り組むべき事項について(案)」の内容に関して、以下8カ所の加除訂正を求める。

「検討に当たっての基本的な考え方について(案)」

2. 「今後求められる教育施策の基本的方向」

(2) 「今後の教育施策の目指すべき基本的方向」

「社会全体で教育の向上に取り組む」の5ページ、2行目

「・・・、一人一人が豊かで充実した人生を実現できるよう、・・・」

「・・・、一人一人が健康で豊かな、そして充実した人生を実現できるよう・・・」

「重点的に取り組むべき事項について(案)」

1 「社会全体で教育の向上に取り組む」

(1) 「学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」

「放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり」(1ページ)

1行目 「・・・週末に小学校の余裕教室等を活用して・・・」

「・・・週末等に小・中・高校の学校施設を活用して・・・」

「青少年を有害環境から守るための取組の充実」(1ページ)

3行目 「・・・連携して整備するとともに・・・」

「・・・連携して、早期にかつ綿密な整備を図るとともに・・・」

(2) 「家庭の教育力を向上させる」

「子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の充実」(2ページ)

2行目 「・・・家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する・・・」

「・・・家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育が難しい、また緊急な対応を要する家庭にはその実態に応じた効果策が講じられるよう配慮する。さらに、子育てに関する・・・」

- (4) 「いつでもどこでも学べる環境をつくる」
「地域住民に身近なスポーツ環境の整備」(4ページ)
2行目 「・・・総合的なスポーツの場の整備をはじめとした取組への支援を充実する。」
「・・・総合的なスポーツの場の整備をはじめ、地域住民が日常手軽に利用できる運動公園等の整備への支援を充実する。」
- 2 「個性を重視しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」
- (2) 「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」
「子どもの体力向上に向けた総合的な方策の充実」(6ページ)
2行目 「・・・そのため、学校体育における外部指導者の積極的な活用を・・・」
「・・・そのため、『学習指導要領』の中で、運動部活動の位置づけを明確に示すとともに、運動部活動を含めた学校体育を振興するために外部指導者の積極的な活用を・・・」
- (3) 「優秀な教員を養成・確保するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合える環境をつくる」(6ページ)
9行目 「・・・事務の外部化等の支援に総合的に取り組む。」
「・・・事務の外部化等の支援に総合的に取り組み、教員の事務作業にようする時間の削減に努める。」
- (5) 「幼児期における教育を充実する」(8ページ)
「幼児教育全体の質の向上」の10行目に新規に挿入
「・幼児教育のあり方に関する保護者の啓発を図るための時間確保が行えるよう、関係省庁との連携を図り取り組む。」